

防地防第 6 7 7 4 号
2 5 . 5 . 2 0
一部改正 防地防第 4 5 0 7 号
2 6 . 3 . 3 1
防地防第 5 9 6 3 号
2 7 . 4 . 1
防地防第 8 5 3 6 号
2 7 . 5 . 2 5
防地防第 7 2 7 1 号
2 8 . 4 . 1
防地地第 1 1 5 5 2 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の別に定める
期間等について (通知)

標記について、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱 (平成 1 9 年防衛省訓令
第 1 2 1 号) 第 1 6 条第 1 項から第 4 項の規定に基づき、別表第 1、別表第 2 及
び別紙のとおり定め、平成 2 5 年度の予算に係る補助から適用することとしたの
で通知する。

なお、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱第 1 6 条第 1 項の別に定める期間
等について (施本施第 1 4 0 号 (C F S) (平成 1 7 年 3 月 3 1 日)) は、廃止
する。

添付書類 : 1 別表第 1 及び別表第 2
2 別紙

第16条第1項の別に定める期間

空調設備の種類	区 域	期 間
温度保持設備	北海道	毎年10月1日から翌年4月30日まで
	東北地方の各県、新潟県及び山梨県	毎年11月1日から翌年4月30日まで
	関東地方の各都県	毎年11月1日から翌年3月31日まで
	中部地方(新潟県及び山梨県を除く。)、近畿地方、中国地方、四国地方及び九州地方の各府県	毎年12月1日から翌年3月31日まで
除湿設備	北海道及び東北地方の各県	毎年7月1日から9月30日まで
	関東地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方及び九州地方の各都府県	毎年6月1日から9月30日まで
	沖縄県	毎年3月1日から11月30日まで

注：表中の区域については次のとおりとする。

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県

関東地方：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

中部地方：新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県

近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県

四国地方：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

九州地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

第16条第2項の別に定める時間（下限時間）及び同条第3項の別に定める時間（上限時間）

対象施設	下 限 時 間	上 限 時 間
小学校	個々の小学校における各月の総授業時間 × 0.2	個々の小学校における各月の総授業時間
中学校	個々の中学校における各月の総授業時間 × 0.2	個々の中学校における各月の総授業時間
義務教育学校	個々の義務教育学校における各月の総授業時間 × 0.2	個々の義務教育学校における各月の総授業時間
高等学校	個々の高等学校における各月の総授業時間 × 0.2	個々の高等学校における各月の総授業時間
中等教育学校	個々の中等教育学校前期課程における各月の総授業時間 × 0.2	個々の中等教育学校前期課程における各月の総授業時間
	個々の中等教育学校後期課程における各月の総授業時間 × 0.2	個々の中等教育学校後期課程における各月の総授業時間
幼稚園	個々の幼稚園における各月の総教育時間 × 0.2	個々の幼稚園における各月の総教育時間
保育所	個々の保育所における各月の総保育時間 × 0.2	個々の保育所における各月の総保育時間
家庭的保育事業を行う施設	個々の家庭的保育事業を行う施設における各月の総保育時間 × 0.2	個々の家庭的保育事業を行う施設における各月の総保育時間
小規模保育事業を行う施設	個々の小規模保育事業を行う施設における各月の総保育時間 × 0.2	個々の小規模保育事業を行う施設における各月の総保育時間
事業所内保育事業を行う施設	個々の事業所内保育事業を行う施設における各月の総保育時間 × 0.2	個々の事業所内保育事業を行う施設における各月の総保育時間
幼保連携型認定こども園	個々の幼保連携型認定こども園を行う施設における各月の総保育時間 × 0.2	個々の幼保連携型認定こども園における各月の総保育時間

認可外保育施設等	個々の認可外保育施設等における各月の総保育時間 × 0.2	個々の認可外保育施設等における各月の総保育時間
----------	-------------------------------	-------------------------

- 注：1 下限時間における各月の総授業時間（各月の総授業時数（小学校にあつては、第六学年の総授業時数とする。）に1単位時間に乗じたもの）、総教育時間又は総保育時間は、各月の総実授業時間、総実教育時間又は総実保育時間とし、単位は時間（小数点以下を切捨て）とする。
- 2 上限時間における各月の総授業時間（各月の総授業時数（小学校にあつては、第六学年の総授業時数とする。）に1単位時間に乗じたもの）、総教育時間又は総保育時間は、各月の総実授業時間（給食、休憩及び授業開始前後で授業活動のために空調設備を稼働させることが必要と認められる時間を含む。総実教育時間、総実保育時間においても同様とする。）、総実教育時間又は総実保育時間とし、単位は時間（小数点以下を切捨て）とする。
- 3 補助金等交付申請時における補助金等交付申請時以降の各月の総授業時間、総教育時間又は総保育時間については、原則として前年の同月の実績時間とする。

第16条第4項の別に定める算定方法

1 第16条第1項第1号の電力量料金の算定方法

- (1) 換気設備のみの稼働に係る電力量料金
換気設備の系統別に次式により算定する。

$$\text{電力量料金} = \text{各月の換気設備のみの稼働時間} \times M \times A$$

M：換気設備の容量（出力）

A：電力量料金の単価

- 注：1 各月の換気設備の稼働時間は、稼働日誌の換気設備の稼働時間により集計した時間とする。ただし、稼働時間が上限時間を超える場合には、当該上限時間とする。
- 2 各月の換気設備の稼働時間の審査は、補助額の確定時までには、原則として書面及び現地確認により行う。
- 3 空調設備専用の電力量計が設置されており、電力量計の使用電力量から各月の総授業時間、総教育時間又は総保育時間内での稼働の実績を確認し得る場合には、当該電力量を「各月の換気設備の稼働時間×M」とする。
- 4 電力量料金の単価は、各電力会社の電気供給約款に定める単価に消費税等相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を加えたものとする。ただし、料金は早収料金とする。

- (2) 温度保持設備の稼働に係る電力量料金
温度保持設備の系統別に次式により算定する。

$$\text{電力量料金} = \text{各月の温度保持設備の稼働時間} \times (M + 0.7 \times H) \times A$$

M：換気設備の容量（出力）

H：温度保持設備の容量（出力）

A：電力量料金単価

- 注：1 各月の温度保持設備の稼働時間は、前記(1)の注1に準ずるものとする。
- 2 空調設備専用の電力量計が設置されており、電力量計の使用電力量から各月の総授業時間、総教育時間又は総保育時間内での稼働の実績を確認し得る場合には、当該電力量を「各月の温度保持設備の稼働時間×(M+0.7×H)」とする。
- 3 電力量料金の単価は、前記1(1)の注4に準ずるものとする。

- (3) 除湿設備の稼働に係る電力量料金
除湿設備の系統別に次式により算定する。

$$\text{電力量料金} = \text{各月の除湿設備の稼働時間} \times (M + 0.6 \times C) \times A$$

M：換気設備の容量（出力）

C：除湿設備の容量（出力）

A：電力量料金の単価

ただし、ターボ冷凍機又はチリングユニットを設置している施設にあつては、次の式により得られる額を上限とする。

$$\text{電力量料金} = \text{各月の電力量料金} \times \frac{T_T}{S_T + T_T} \times \frac{T_M + T_C}{T_S}$$

T_T ：三相変圧器等の容量（三相変圧器等の等は、受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備とする。）

S_T ：単相変圧器の容量

T_M ：三相で使用する換気設備の容量（出力）

T_C ：三相で使用する除湿設備の容量（出力）

T_S ：三相で使用する機器の総容量（出力）

- 注：1 各月の除湿設備の稼働時間は、前記1(1)の注1に準ずるものとする。
2 空調設備専用の電力量計が設置されている場合には、前記1(2)の注2に準ずるものとする。
3 電力量料金の単価は、前記1(1)の注4に準ずるものとする。
4 上記ただし書により算定する場合、1か月分の使用電力量に他の月の使用電力量が含まれているときは、日数比であん分し、その1月の使用電力量を算出し、これに電力量料金の単価を乗じて得た額をもって各月の電力量料金とする。

(4) 上記(2)及び(3)のうち蓄熱式空調システムの稼働に係る電力量料金

- ア 温度保持設備の稼働に係る電力量料金
温度保持設備の系統別に次式により算定する。

$$\text{電力量料金} = \text{各月の温度保持設備の稼働時間} \times (M + 0.7 \times H) \times A$$

M：換気設備の容量（出力）

H：温度保持設備の容量（出力）

A：電力量料金の単価

- 注：1 各月の温度保持設備の稼働時間は、前記1(1)の注1に準ずるものとする。
2 温度保持設備の容量は、蓄熱利用運転時にのみ稼働する設備の容量に限るものとし、蓄熱運転時に稼働する設備の容量を含めないものとする。
3 電力量料金の単価は、前記1(1)の注4に準ずるものとする。

- イ 除湿設備の稼働に係る電力量料金
除湿設備の系統別に次式により算定する。

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} &= \text{各月の除湿設備の稼働時間} \times (M + 0.6 \times C) \times A \\ &\quad - \text{各月の除湿設備の稼働時間} \times 0.6 \times C \times A \times E \\ &\quad - (\text{ピーク時間調整割引額} + \text{蓄熱式空調システムの料金措置額}) \end{aligned}$$

M：換気設備の容量（出力）

C：除湿設備の容量（出力）

A：電力量料金の単価

E：蓄熱割引率

ただし、ターボ冷凍機又はチリングユニットを設置している施設にあつては、次の式により得られる額を上限とする。

$$\begin{aligned} \text{電力量料金} &= \text{各月の使用電力量} \times \frac{T_T}{S_T + T_T} \times \frac{T_M + T_C}{T_S} \times A \\ &\quad - \text{各月の使用電力量} \times \frac{T_T}{S_T + T_T} \times \frac{T_C}{T_S} \times A \times E \\ &\quad - (\text{ピーク時間調整割引額} + \text{蓄熱式空調システムの料金措置額}) \end{aligned}$$

T_T ：三相変圧器等の容量（三相変圧器等の等は、受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備とする。）

S_T ：単相変圧器の容量

T_M ：三相で使用する換気設備の容量（出力）

T_C ：三相で使用する除湿設備の容量（出力）

T_S ：三相で使用する機器の総容量（出力）

A：電力量料金の単価

E：蓄熱割引率

- 注：1 各月の除湿設備の稼働時間は、前記1（1）の注1に準ずるものとする。
- 2 空調設備専用に設置された電力量計により、各月の総授業時間、総教育時間又は総保育時間内での実績電力量（以下「実績電力量」という。）及び各電力会社の選択約款に定める各月の蓄熱電力量（以下「蓄熱電力量」という。）を確認し得る場合には、「実績電力量×A＋蓄熱電力量×各月の除湿設備の稼働時間÷各月の除湿設備の総稼働時間×A×（1－E）」により得られた額を「各月の除湿設備の稼働時間×（M＋0.6×C）×A－各月の除湿設備の稼働時間×0.6×C×A×E」とする。この場合、各月の除湿設備の総稼働時間は、稼働日誌の除湿設備の稼働時間により集計した時間とする。
- 3 小容量蓄熱式空調システムにあつては、「各電力会社の選択約款に定める割引額×各月の除湿設備の稼働時間÷各月の除湿設備の総稼働時間」により得られた額に消費税等相当額を加えた額を「各月の除湿設備の稼働時間×0.6×C×A×E」とする。
- 4 電力量料金の単価は、前記1（1）の注4に準ずるものとする。
- 5 蓄熱割引率は、各電力会社の選択約款に定める割引率とする。
- 6 ピーク時間調整割引額は、各電力会社が承認する自動制御等の方法により熱源機の停止等の調整を行うことで割引を受ける場合に適用するものとし、各電力会社の選択約款に定める算定方法により得られた額に消費税等相当額を加えた額とする。
- 7 蓄熱式空調システムの料金措置額は、運転開始日から2年間の割引を受けた後、

3年間の割り増しを受ける場合に適用するものとし、各電力会社の選択約款に定める算定方法により得られた額に消費税等相当額を加えた額とする。

8 上記ただし書により算定する場合、1か月分の使用電力量に他の月の使用電力量が含まれているときは、日数比であん分して得られた値を各月の使用電力量とする。

2 第16条第1項第2号のガスの料金又は燃料油の代金の算定方法

(1) ガスの料金

除湿設備の系統別に次式により算定する。

ガスの料金＝各月の除湿設備のガスの使用量×G

G：ガスの単位料金

注：1 空調設備専用のガスメーターが設置されていないため、各月のガスの使用量が、算出できない場合には、次式により各月の除湿設備による使用量を算出する。

「各月の除湿設備の稼働時間（稼働日誌の除湿設備の稼働時間により集計した各月の稼働時間（上限時間を超える場合には、当該上限時間とする。））×0.6×除湿設備の1時間当たりの燃料消費量（対象施設に設置されている除湿設備のガス消費量は機器の性能表示板等に記載されている値とする。）」

2 ガスの単位料金は、都市ガスの場合は、各ガス会社のガス供給規程に定める早収料金の従量料金に消費税等相当額を加えたものとし、液化石油ガス（LPガス）の場合は、支払額の単価（消費税等相当額を含む。）とする。

(2) 燃料油の代金

除湿設備の系統別に次式により算定する。

燃料油の代金＝各月の除湿設備の燃料油の使用量×F

F：燃料油の単価

注：1 空調設備専用の燃料油メーターが設置されていないため各月の燃料油の使用量が算出できない場合並びに燃料油の納入書及び残量調書から燃料油の使用量が算出できない場合には、次式により各月の除湿設備による使用量を算出する。

「各月の除湿設備の稼働時間（稼働日誌の除湿設備の稼働時間により集計した各月の稼働時間（上限時間を超える場合には、当該上限時間とする。））×0.6×除湿設備の1時間当たりの燃料消費量（対象施設に設置されている除湿設備の燃料消費量は機器の性能表示板等に記載されている値とする。）」

2 燃料油の単価は、支払額の単価（消費税等相当額を含む。）とする。

(3) 上記(1)及び(2)の対象となる除湿設備は次に掲げるものとする。

吸収冷凍機、吸収冷温水機、ガスヒートポンプ冷暖房機

3 第16条第1項第3号の基本料金の算定方法

(1) 契約種別が低圧電力の場合

ア 換気設備のみを設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \frac{m}{t}$$

イ 換気設備及び温度保持設備を設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \frac{m+h}{t}$$

ウ 換気設備及び除湿設備を設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \frac{m+c}{t}$$

エ 換気設備、温度保持設備及び除湿設備を設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \left(\frac{m}{t} + \frac{h \text{ と } c \text{ のいずれか大なる容量}}{t} \right)$$

X：各月に支払われた基本料金

m：換気設備の容量（入力）

h：温度保持設備の容量（入力）

c：除湿設備の容量（入力）

t：総容量（入力）

注： Xは、当該年度の各月に支払われた早収料金の基本料金（消費税等相当額を含む。）とする。

(2) 契約種別が業務用電力又は高圧電力の場合

ア 換気設備のみを設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \left(\frac{T_T}{S_T + T_T} \times \frac{T_m}{T_s} + \frac{S_T}{S_T + T_T} \times \frac{S_m}{S_s} \right)$$

イ 換気設備及び温度保持設備を設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \left(\frac{T_T}{S_T + T_T} \times \frac{T_m + T_h}{T_s} + \frac{S_T}{S_T + T_T} \times \frac{S_m + S_h}{S_s} \right)$$

ウ 換気設備及び除湿設備を設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \left(\frac{T_T}{S_T + T_T} \times \frac{T_m + T_c}{T_s} + \frac{S_T}{S_T + T_T} \times \frac{S_m + S_c}{S_s} \right)$$

エ 換気設備、温度保持設備及び除湿設備を設置している施設

$$\text{基本料金} = X \times \left\{ \frac{T_T}{S_T + T_T} \times \left(\frac{T_m}{T_s} + \frac{T_h \text{と} T_c \text{のいずれか大なる容量}}{T_s} \right) + \frac{S_T}{S_T + T_T} \times \left(\frac{S_m}{S_s} + \frac{S_h \text{と} S_c \text{のいずれか大なる容量}}{S_s} \right) \right\}$$

X : 各月に支払われた基本料金

T_T : 三相変圧器等の容量(三相変圧器等の等は、受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備とする。)

S_T : 単相変圧器の容量

T_m : 三相で使用する換気設備の容量 (入力)

S_m : 単相で使用する換気設備の容量 (入力)

T_h : 三相で使用する温度保持設備の容量 (入力)

S_h : 単相で使用する温度保持設備の容量 (入力)

T_c : 三相で使用する除湿設備の容量 (入力)

S_c : 単相で使用する除湿設備の容量 (入力)

T_s : 三相で使用する機器の総容量 (入力)

S_s : 単相で使用する機器の総容量 (入力)

注 : 1 Xは、前記(1)の注に準ずるものとする。

2 T_sは、各対象施設において1年間を通じて最大需要電力となる時期に使用する三相機器のすべての総容量とする。

3 S_sは、各対象施設において1年間を通じて最大需要電力となる時期に使用する単相機器のすべての総容量とする。

4 前記1、2及び3における換気設備、温度保持設備及び除湿設備の出力容量及び入力容量は、各対象施設の空調設備の系統別に設置されている次に掲げる機器の容量の総和とする。

(1) 換気設備

送風機、ユニット形空調機、排風機 (送風機又は排風機と連動して稼働する個別の排風機を含む。以下同じ。) 及び全熱交換器 (個別分散換気方式の場合に限る。)

(2) 温度保持設備

温水ボイラー (バーナモーター及びファンモーターに限る。)、温風炉 (バーナモーター及びファンモーターに限る。)、吸収冷温水機 (バーナモーター、冷媒 (溶液) ポンプ 吸収液 (冷凍) ポンプ及び真空ポンプに限る。)、ガスヒートポンプ冷暖房機 (室内の送風機に限る。)、空冷パッケージエアコン (室内の送風機に限る。)、加湿器 (噴霧式又は遠心式)、温水ポンプ (蓄熱式空調システムにあっては、二次ポンプに限る。)、ブラインポンプ (蓄熱式空調システムにあっては、二次ポンプに限る。)、油ポンプ、送風機、ユニット形空調機、排風機及び分離型ルームエアコン (室内の送風機に限る。)

(3) 除湿設備

空冷パッケージエアコン (送風機並びに圧縮及び室外送風機に限る。)、水冷パッケージエアコン (室内及び室外の送風機並びに圧縮機に限る。)、空冷チラーユニット (圧縮機及び室外送風機に限る。)、水冷チラーユニット (圧縮機に限る。)、ターボ冷凍機 (圧縮機に限る。)、吸収冷凍機 (バーナモーター、冷媒 (溶液) ポンプ、吸収液 (冷凍)

ポンプ及び真空ポンプに限る。）、吸収冷温水機（バーナモーター、冷媒（溶液）ポンプ、吸収液（冷凍）ポンプ及び真空ポンプに限る。）、ガスヒートポンプ冷暖房機（送風機及び室外送風機に限る。）、冷媒圧縮機、ブラインポンプ、冷水ポンプ、全熱交換器、冷却塔、冷却水ポンプ、油ポンプ、送風機、ユニット形空調機、排風機及び分離型ルームエアコン（室内及び室外の送風機並びに圧縮機に限る。）

- 5 本通知により難しい場合には、地方協力局地域社会協力総括課長と協議するものとする。